

交通・物流事業者燃料高騰等対策事業補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 1 日
総合政策部総合交通課

(趣旨)

第 1 条 県は、交通・物流事業者の経営安定化を図り、もって本県交通・物流網を維持するため、予算で定めるところにより、交通・物流事業者等に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者等)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）及び補助事業者からこの補助金を財源の全部又は一部とする補助金の交付を受ける者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 一般社団法人宮崎県バス協会、一般社団法人宮崎県トラック協会、一般社団法人宮崎県タクシー協会及び宮崎個人タクシー事業協同組合
- (2) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 9 条第 1 項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者（道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 10 条第 1 項第 1 号ロに掲げる運賃を適用する者に限る。）及び同法第 9 条の 2 第 1 項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（以下これらの者を「バス事業者」という。）
- (3) 道路運送法第 9 条の 3 第 1 項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「タクシー事業者」という。）
- (4) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車運転代行業者
- (5) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業及び同条第 3 項に規定する特定貨物自動車運送事業を行う事業者（以下「トラック事業者」という。）
- (6) 海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 3 項に規定する定期航路事業を行う船舶運航事業者

2 補助事業者及び補助事業者からこの補助金を財源の全部又は一部とする補助金の交付を受ける者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (3) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

- (4) 前項第2号から第5号までに掲げる者にあつては、宮崎県内に本社又は営業所があり、補助金の交付の申請時において現に営業していること。
- (5) 前項第6号に掲げる者にあつては、宮崎県内に本社があり、補助金の交付の申請時において現に営業していること。
- (6) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助額等)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助額等は、別表第1から別表第6までに定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除のできる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。ただし、同条本文の規定にかかわらず、第2条第1項第2号、第4号及び第6号に掲げる者にあつては、これらの書類を省略することができる。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、別表第1から別表第6までの5の項に掲げる書類とする。

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業（第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。）が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の総額の20パーセントを超える増減以外の変更とする。

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交通・物流事業者燃料高騰等対策事業補助金交付請求書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に別表第1から別表第3までの6の項に掲げる書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月末日のいずれか早い期日までにしなければならない。ただし、第2条第1項第2号、第4号及び第6号に掲げる者については、別表第4から別表第6までの5の項に掲げる書類の提出があった場合には、規則第14条第1項の規定による報告があったものとみなす。

(書類の提出部数等)

第11条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。